

平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号、

平成29年(ワ)第85号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外373名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(433)

ふるさと剥奪損害

2019(令和元)年7月31日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺利孝

同 広田次男

同 鈴木堯博

同 米倉勉

同 笹山尚人

同 高橋右京

同 宮腰直子

同 岸朋弘外

第1 関意見書の意義

本準備書面は、関礼子教授作成にかかる意見書（甲A675号証以下「関意見書」という。）の意義について述べるものである。

これまで原告らは、原告らが請求する「ふるさと喪失損害」について、それが本件事故前に原告らが地域生活の中で享受してきた地域生活利益を侵害されることによって生じた有形無形の財産的損害と、「ふるさと」という精神的な拠り所を失ったことによる深い喪失感を含む精神的損害が不可分に併存した包括的な損害であることを主張してきた。

関意見書は、これまで原告らが主張してきたふるさと喪失損害の本質を、社会学及び環境社会学の観点から専門的知見によって明らかにするものである。また、避難指示解除後の帰還政策と復興事業により、原告らの被害が回復に向かうどころか、原告らからレジリエンス（回復力）を奪い、被災地を構造的に搾取し、「復興災害」という新たな被害を生じさせていることを指摘するものであり、ふるさと喪失損害は帰還政策や復興事業によって軽減しないという原告らの主張を根拠づけるものである。

関教授は、原発事故という加害によって故郷を奪われた原発事故避難者の故郷喪失と、都市化に伴い自由な選択によって故郷を出た近代人が主観的に生み出す喪失感とを明確に区別するため、「ふるさと喪失」という言葉でなく「ふるさと剥奪」という言葉を用いるべきだとする。（かかる指摘は、原告らの主張と矛盾するものではなく、むしろ原告らの主張してきた「ふるさと喪失」の本質をより的確にとらえたものというべきであり、本準備書面においても以後、「ふるさと剥奪」の用語を用いることとする。）

そして、関教授は、原告らが問題としている「ふるさと」とは、「かかわり（人と自然との関わり）、つながり（人と人とのかかわり）、持続性（過去から未来への地域の時間の持続性）が三位一体になっている時空間である」と定義したうえで、「原発事故による『ふるさと剥奪』は不可逆的な被害」であり、原発事故によって一旦奪われた「ふるさと」は避難指示が解除されて復興事業が進んだとしても戻ってこないと

指摘する。復興政策によって新たな地域づくりが行われる余地があるとしても、それは原発事故以前に存在した「ふるさと」とは異なる新たな地域社会を作り上げるものなのである。

加えて、関教授は、現実に山木屋で行われている復興事業が、当事者の権利回復や「生活（life）の復興」を考えることなしに、巨額の費用が投資され、「新技術実用化のための草刈り場」となっていることを指摘し、復興事業は、被害回復どころか、当事者のレジリエンス（回復力）を収奪し、原発事故被災地を構造的に搾取しており、「復興災害」という新たな被害を発生させていると指摘する。

避難指示の解除により山木屋住民が一定程度帰還し、インフラの整備も一応は行われつつある。そのような状況においてふるさと剥奪被害の内容を把握するためには、関意見書による社会学的・環境社会学的な観点からの「ふるさと剥奪」の分析及び復興政策の分析が必要不可欠である。

本件事故から8年が経ち、復興が進んでいるかのような言説があふれている今日であるからこそ、ふるさと剥奪被害の不可逆性と政府による復興政策の問題を学術的に分析した関教授の意見は、原告らの被害の本質を明らかにするうえで非常に有益であり、十分に考慮されなければならない。以下、関意見書を敷衍して主張する。

第2 ふるさと剥奪の内容

1 ふるさとの定義

「ふるさと」は、かかわり（人と自然との関わり）、つながり（人ととのつながり）、持続性（過去から未来への地域の時間の持続性）が三位一体となっている時空間である。

ふるさと剥奪とは、上記3つの要素が一部でも喪失することで生じる。自然とかかわらない状況、すなわち除染による原状回復が十分でない状況で帰還しても、「ふるさと」は失われたままである。そして、人と自然とのかかわりを基盤として個々の暮らしが成り立たなければ、人ととのつながりは変質し、地域も不安

定になる。仮に、復興政策によって、地域の営みが再開されても、それに持続性がなければ「ふるさと」が回復されたとはいえない。

したがって、「ふるさと」の回復とは外見的に捉えられるのではなく、住民が元通りの生活を送ることができるか否かという実態に照らして判断されなければならない。

第3 山木屋におけるふるさと剥奪の実態

1 ふるさと山木屋の概要

山木屋は川俣町の大字のなかで最も広く、総面積は 37 km²である阿武隈高地の中山間地域であり、中央を流れる口太川（くちぶとがわ）に沿って国道 114 号線（富岡街道）が走り、西は川俣町小綱木に、東は浪江町津島に続いている。冬は寒冷で近隣地域と比べても気象条件が厳しい。

本件事故前、地区の中心部には、幼稚園、小学校、中学校、役場出張所、駐在所、郵便局、八坂神社及び真福寺（曹洞宗）と、村落の基本的なニーズを満たす生活基盤が整備されていた。

1955年に町村合併して川俣町山木屋になる以前は、安達郡山木屋（やまこや）と呼ばれ、近世から続く自然村であった。かつては、山木屋住民は貧困、構造的差別に苦しめられたが、それに抵抗する地域づくりとして教育を位置づけ、公権力によるトップダウンの政策ではなく、住民自らの努力により発展を遂げてきた。

1960年代なかば以降、道路の整備や田畠の基盤整備事業等が行われ、山木屋方式の教育が実を結び始めた。そのような変化は風土の自然に適した、すなわち自然の恵みを犠牲とすることのない発展であった。その後、山木屋は、田んぼに水を張つてつくった「田んぼリンク」で国体選手を輩出した。葉たばこやトルコキキョウなどの花卉栽培、酪農や畜産など、風土に適した農業を育てた。自

動車製品製造をしつつ、北海道産大豆で納豆製造をする会社など個性ある会社も生まれた。山木屋太鼓の若手グループの活動も地域を元気づけた。

このように、山木屋は厳しい気候条件を前提としながら、長い年月をかけて、住民同士が互いに支え合い、自然と共生して独自の発展を遂げてきたのであり、それこそが原告らの主張する「ふるさと」である。

そのような「ふるさと」は、福島第一原子力発電所の爆発事故による放射能汚染によって、人と自然との関わりが断たれ、強制避難により人と人の繋がりが断たれ、祖先から持続的に培われてきた地域社会が断絶させられたことにより、「剥奪」されたのである。

2 避難指示解除と「復興政策」

(1) 帰還状況

山木屋は、本件事故から約1か月後以上経った2011年4月22日に計画的避難区域となり、2013年8月8日の避難区域の見直しで居住制限区域と避難解除準備区域に再編された。2015年8月31日から避難指示解除に向けた準備宿泊が始まり、2017年3月31日には避難指示が解除された。

2011年3月の本件事故時点での山木屋の人口は358世帯、1241人（甲A234号証）であったが、避難指示解除から2年近く経った2019年2月1日時点において、山木屋には世帯数で150世帯（41.8%）、住民数で334人（26.9%）が帰還した（甲A664号証）。年齢別でみると、帰還者334人のうち、65歳未満が128人、65歳以上が206人で、65歳以上の高齢者人口を総人口で除した高齢化率は61.7%である。これは将来の存続が危ぶまれるいわゆる「限界集落」となってしまったのである。

(2) 避難指示解除によって被害は回復しないこと

2017年3月末日、山木屋に対する避難指示が解除された。その結果、本件事故前に山木屋に居住した住民には、現在、帰還した人、帰還するかどうか迷っている人、帰還しないと決めた人の3種類が存在することとなった。

関意見書では、実態調査により、被災者はこれら3つのどの選択をしようとも、次の4点において「ふるさと剥奪」は現在進行形で存在する不可逆の被害であると実感していることを明らかにしている。

第1に、山木屋の生業の再開が困難であることである。山木屋では自然農法や有畜牧農業、山地酪農など、創意工夫し、風土のなかで育ててきた農畜産業があった。本件事故により奪われた風土の自然に適した生業は取り戻すことができないのである。

第2に、地域の担い手となる若い世代が戻らないことである。中山間地域の農山村は、自然の恵みを活かしきれなければ、単なる交通不便な僻地となってしまうが、それを担う若者が戻らないのである。その原因の1つには、自然が放射能で汚染され、子育てができない点にある。

第3に、風土に適した産業の展開可能性や地域の将来的な展望の欠如がある。個々の生活が将来の見通しのあるものとして成り立たなければ、地域の将来も見通せず、そこで生活を支えてきた人と人とのつながりも希薄になる。

第4に、避難指示解除に始まる帰還政策は、山木屋住民が希望を持てない内容であった点にある。

(3) 「復興政策」の状況

ア はじめに

避難指示解除後に帰還した人、帰還を迷っている人及び帰還しないと決めた人のいずれにとっても、山木屋はもとのふるさとではなくなってしまった。田畠を作り、生活を立てる暮らしは奪われたままで（自然とのかかわりの困難）、人付き合いもなく（人と人とのつながりの希薄化）、山木屋が持続していることが困難であるからである。避難指示解除によっても、「かかわり」、「つながり」、「持続性」という要素が三位一体となって構成される「ふるさと」は取り戻せてはいない。

帰還者数又は帰還率だけを指標として、山木屋の復興を測ることは誤りである。仮に帰還をしても、それは新規開拓ないし新規移住に近いゼロからのスタートであること、放射能汚染が残っているならばむしろマイナスからのスタートであることを看過してはならない。たしかに、本件事故後に変化はあるため、形式的には復興が進められているように感じられるものもあるが、実際には全く復興は進んでいない。その点について、以下、三四獅子舞、田んぼリンク及び小中学校という3つの観点から述べる。

イ 三四獅子舞が復活していないこと

山木屋の三四獅子舞は川俣町指定の無形文化財である。上組（甲第1区、甲第2区、乙第1区、第2区、第3区、第4区）と下組（第5区、第6区、第7区、甲第8区、乙第8区、第9区）が交互に八坂神社に奉納する。獅子舞を踊るのは小学4～5年生からであり、踊り手を終えると囃子（太鼓、笛、謡い）をするようになる。

三四獅子舞は、避難指示を受けて途絶えていたが、2017年に復活した。下組が当番であった2018年には小学生3人が八坂神社に三四獅子舞を奉納し、子どもによる三四獅子舞も復活した。

しかしながら、その実態は到底復活とはいえないものであった。すなわち、避難前には氏子みんなが寄付をし、みんなが舞を見守り、地域の一体感があったが、避難指示解除後には、氏子の約3分の1（約100戸）からは「休ませてください」と寄付が集まらず、それに伴い氏子が祭りを見に来ないようになってしまった。その様子を目の当たりにした住民は、地域がバラバラになってきたことを実感し、「ふるさとを守りたくても守りきれない」ことを思い知らされ、衝撃を受けた。

三四獅子舞が元通りになるには、住民の生活がもとに戻らなければならぬのである。

ウ 田んぼリンクが再開していないこと

本件事故前、寒冷な気候を利用して水を張った田んぼにつくる「絹の里やまきやスケートリンク（田んぼリンク）」は、1984年から続く冬の風物詩であった。「川俣スケートクラブ」がリンクを管理し、小・中学校のPTAも水撒きに参加した。そのような手作りのスケートリンクからは国体選手が何人も出た。

しかしながら、本件事故により田んぼリンクでスケートをする山木屋の子どもは皆無となり、その状況は避難指示が解除された後でも同様である。さらに、現在の線量が未知数であるため、今後も子どもたちが田んぼリンクを使用する可能性は小さい。

他方、田んぼリンクとともに山木屋の子どもたちの発育の場となっていた緑の少年団は、次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体である。1990年には、第8回朝日森林文化賞奨励賞を受賞した。緑の少年団は、子どもたちに対し、山木屋出身だと誇れる人づくりに励み、目に見える成果を出してきたのである。

冬の田んぼリンクにおけるスケートと同様に、春から秋にかけての山における緑の少年団を通した人づくりの歩みは、本件事故で途絶してしまった。そして、山が除染されず子どもたちも帰還しない状況において、田んぼリンクと同様に緑の少年団が復活する見込みはない。

エ 山木屋小中学校が再開しないこと

地域にとって小・中学校、特に小学校は要である。廃校に瀕した小学校を守るために、地域外の子どもたちを山村留学や家族移住で受け入れる試みが各地でみられるのは、小学校がその地域の核となる複合的な社会基盤だからである。子どもを守ることは地域を守ることにつながっているのである。

この点、山木屋地区は、特に教育に力を入れてきた。山木屋は長く、「行政から取り除かれた地区」であり、1960年代から70年代にかけて、僻

地教育に情熱をもって、僻地の児童・生徒に自信を持たせ、可能な能力を引き出す「山木屋方式」（ラジオ、OHP、TVカメラ、VTRなど教育機材を活用した話し合い学習）が評価された。

山木屋の教育への情熱は、1980年代、地域が主体となって子どもを育てる教育に引き継がれた。山木屋小学校家庭教育学級は、少年期における教育の重要性を認識し、家庭、学校、地域の教育的役割を理解するとともに心身ともに健全な青少年（児童・生徒）育成のための家庭教育の在り方、親の役割について学習することを狙いに、川俣町教育委員会によって開設された。対象は、山木屋幼・小・中PTA会員、あわせて165世帯で、山木屋の半数近い世帯であった。山木屋小学校家庭教育学級では、緑の少年団、田んぼリンク等と連携し、地域ぐるみでの教育を行い、山木屋出身であることに胸をはれるような子どもを育ててきた。このような、山木屋出身であることへの誇りを育てる教育は、自然や文化、歴史や生活への誇りを育てる教育を意味する。出身とは人間（身）に影響を与え、その人間の精神風土となるような地域や集団を指すが、山木屋の子どもたちにとって、出身は出自に重なる。この出自は、自らのアイデンティティの根幹を意味する。山木屋太鼓に代表されるような、山木屋発の表現は、子どもたちによる山木屋の誇りの発信であるというべきである。

しかし、本件事故により、山木屋小・中学校は閉鎖された。学校を避難元で再開することは、地域再建のための要になる。2016年9月、川俣町教育委員会は、山木屋小・中学校を小中一貫校で再開する方針を示し、2018年4月に全校児童・生徒15人で開講した。しかしながら、早くも同年9月には休校の見込みが報じられ、山木屋小学校は2019年4月から休校となつた。山木屋中学校も現在の生徒が2020年3月に卒業てしまえば生徒数が0になる見込みである。

したがつて、地域の要である山木屋小中学校が復興する見込みはない。

(4) 山木屋は復興していない

以上みてきたように、本件事故前の山木屋では、山木屋の自然と伝統を活かし、山木屋出身であることを誇れる人づくり、地域づくりが行われてきたが、本件事故により、就学期の子どもをもつ親世代が帰還していない。これは地域ぐるみでの教育を受け、そして今後それを担っていくべき世代が帰還していないことを意味し、山木屋地域の復興を困難にする大きな要因となるというべきである。

そうだとすれば、復興政策にあたっては、子育て世代が帰還をしない実質的な理由に向き合うことが不可欠となる。それは放射能汚染に対する懸念ないし恐怖であることは種々の調査によって明らかにされてきた。それにもかかわらず実際には、本件事故後には精神論によって放射性物質による環境汚染を乗り切ろうという姿勢が目立つようになった。「笑っていれば放射能の影響は受けない」という山下俊一長崎大教授の発言に始まり、伊達市の行政が推し進めてきた「心の除染」の取り組み、子ども被災者支援法が換骨奪胎されてしまった経緯などをみれば、放射線リスクの低減を政策の根幹に据えようとする姿勢がないことは明白である。そのため、健康とは「現在の安全と将来の保証」であるが、そのいずれも保障されていないのである。

第4 復興政策によってふるさとは回復しないこと

「ふるさと」としての山木屋は政府の「復興政策」によって回復するものではない。なぜなら、ふるさと剥奪は不可逆的被害だからである。

「ふるさと」は、人と自然とのかかわり、人と人とのかかわり、その持続性や永続性を意味する。山木屋は風土を活かし、山木屋を誇れる人づくり教育に挑み、行政から疎外された山村辺地から離陸してきた。山木屋を誇ることは、風土を最大限に活かした地域をつくり、人を育てることである。人々は、寒冷地であるという条件不利地をプラスに転換し、風土に適した生業を創意工夫しながら展開し

てきた。農畜産業であれば、自然農法や有畜牧農業、山地酪農、低農薬有機農法といったように、自然の摂理にみあつた生業を展開してきた。農薬や化学肥料に頼らない農畜産業を展開してきた人々にとって、除染しきれない汚染地での営農再開は、これまで培ってきた農畜産業者としてのプライドに抵触するものであった。そこで、生業を営んできた歴史そのものである表土を剥がれることは、たとえ農地除染が必要であっても、身を削られる思いを抱くものであったのである。

人と人との結びついて作り上げてきた相互扶助の関係性や、地域づくりを可能にした自治の精神もまた、本件事故により損壊した。しかも、山木屋地区の一体性、行政区の付き合い、親子の関係などに最も打撃を与えたのが、避難指示解除による帰還するかしないかの意見の相違であった。

このように、本件事故は、山木屋での生活の歴史や自治を壊した。さらに、原状回復がなされていないまでの避難指示区域の解除は、自然とのかかわりを奪い、人とのつながりを壊し、持続的な地域ビジョンを描けない状況をもたらした。ふるさと剥奪は不可逆の被害であり、「復興政策」によって取り戻すことはできない。「復興政策」は、新たに地域社会を創設するための「復興」であって不可逆的に剥奪された「ふるさと」を復元するものではない。

第5 現状の「復興事業」により山木屋住民の被害が拡大しかねないこと

1 はじめに

現状の「復興事業」は、山木屋地区住民らが新たに地域社会を再建するための支援になっておらず、むしろ、地域住民らの回復力を収奪し、被災地を構造的に搾取する状況を生み出している。

2 レリジエンス（回復力）の収奪

本件事故により破壊された地域が事故前の姿に一定程度戻ろうとしていたとしても、その地域の回復を担ったのは、地域住民による努力であることを看過してはならない。

地域住民の努力による回復をもって、損害を小さく見積もることは住民の回復力（レリジエンス）の収奪であるというべきである。

そして政府の復興政策は地域住民のレリジエンスを支援するような内容とはなっていない。すなわち、避難指示が解除され、住民が帰還したときから、新たな地域づくりに向けた復興がスタートするはずだが、現状はそれとは異なる。福島県は山木屋地区からの避難者に対する仮設住宅（借り上げ住宅を含む。）の供与を2019年3月末で終了するが、「公共事業の工期等の関係により供与期間内に住居を確保できない特別の事情がある場合、対象者を特定した上で例外的に」2020年3月まで延長することにした（2019年3月現在）。しかし、実際には同月までに帰還者の微増があるかもしれないが、大幅な帰還者増は見込めない状況にある。その結果、帰還者は、帰還をしても復興を実感できていない。帰還者が復興の実感を持てていないことは、政府の復興政策が住民のレリジエンスをサポートするような復興の筋道を描けていないことの証左である。

3 ショック・ドクトリン及び復興災害

山木屋の復興事業で目立つのはインフラの整備事業である。農業再開が極めて厳しい環境にあるにもかかわらず、事業規模の第1位は水田用排水路整備事業である（34億7000万円）。農道や町道、木戸道の舗装をあわせると、道路整備は20億5000万円である。

幼稚園、小中学校改築費は13億5000万円であるが、前に述べたとおり、山木屋小学校は再開1年で休校となり、中学校も2年目で休校が見込まれている。幼稚園に通う年齢の子どもは、2019年3月時点において、帰還世帯にはいない。

家屋解体費用の20億円、井戸掘削の8億4000万円、災害公営住宅整備事業の7億円は住民の生活に資するが、本件事故と長期の避難がなければ大部分が不要であった費用である。

復興拠点商業施設「とんやの郷」は7億5000万円をかけてオープンしたが、人件費などに復興資金をあてることができないため赤字であり、7億円をかけた復興電源事業（メガソーラー事業）の売電で運営費を賄っている状況である。

他方で、避難指示区域の復興事業が新技術実用化のための草刈り場になっているという問題がある。通常は予算や権利衝突の問題などで実現が難しい社会実験を復興の名の下に一気に推進している状況がみられる。例えば、浜通りの檜葉町沖合につくられ、復興の象徴とされてきた浮体式洋上風力発電施設3基のうち1基は、採算が合わず、撤去される方針である。風車3基と変電所にはこれまで585億円が投じられたが、実質的な復興には全く役立たなかった。

山木屋では、花卉生産施設整備事業（アンスリウム栽培ハウス）8億5000万円が実施された。ポリエステルの培地を用い、コンピューター管理のハウスの中で、アンスリウムという熱帯の花を育てるというものである。いわば植物栽培工場である。栽培に着手したのは、山木屋地区の住民を含む川俣町の住民による「ポリエステル培地活用組合」であった。だが、こと山木屋に関していえば、寒冷で冬には雪も深く降り積もる地域である。燃料費がかかるだけではなく、冬の降雪時にはビニールハウスへの物理的な影響も懸念される。うまくいかなかつた場合のリスクは事業者である住民が負わなくてはならない。同様に粗飼料生産支援事業も、牧草から基準値以上の放射性物質が検出されるリスクを抱えている。山林の除染がなされないので、汚染への懸念は未だに続いている。

以上のことから、ここでは復興事業の持続可能性が問題となる。アンスリウムの栽培も、少人数グループによる粗飼料生産支援事業も、放射能汚染された被害地に適した復興事業であるかもしれないが、山木屋の風土に適した持続可能なものとはいえない。いわば、復興事業が本件事故被災地を構造的に榨取しているといえる。

関意見書では、そのような「壊滅的な出来事が発生した直後、災害処理をまたとない市場チャンスと捉え、公共領域にいっせいに群がる襲撃的行為」としてシ

ショック・ドクトリン（惨事便乗型資本主義）と呼んでいる。また、同様に、被災地の実情に見合わない復興政策や復興事業が生活再建を妨げることを復興災害と呼んでいる。

そのような観点から、山木屋の復興事業はショック・ドクトリンないし復興災害ともいるべき状況を生み出しており、「復興事業」が原告らの被害を拡大しかねないのである。

第6　まとめ

以上のとおり、原告らの主張する「ふるさと喪失損害」は「ふるさと剥奪損害」と言い換えることができ、それは、原発事故による放射能汚染によって、山木屋において①人と自然の関わり、②人と人の繋がり、及び③地域社会の持続性が、強制的に断たれることにより「ふるさと」が剥奪されたという被害によるものである。かかる被害は、不可逆的な被害であり、復興政策によって元どおり回復しうるものではない。それだけでなく、現状の「復興事業」は、山木屋住民の回復力を奪い、被災地域を構造的に搾取する状況を生み出しており、原告らの被害を拡大こそすれ、軽減するものになりえていないのである。

以上